西暦、和暦いずれでも可

令和○○年○○月○○日

犬猫等健康安全計画

氏 名 郡山 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

所 〒○○○-○○○ 郡山市○○町○○番地○○

000-0000-0000 電話番号

犬猫等の繁殖を行うかどうか ✓ 繁殖を行う □ 繁殖を行わない

該当するものにチェック

| 項目 | | 計 | 画 | \mathcal{O} | 内 | 容 |
|---|--------|---|---|---------------|---|----------------------------------|
| 1 幼齢の犬猫等の健康及 び安全を保持するための 体制の整備 | 別紙のとおり | | | | | この枠内に直接記入しても、「別紙のとお |
| 2 販売の用に供すること が困難となった犬猫等の 取扱い | 別紙のとおり | | | | | り」として次頁以降のように別紙を作成して添付してもかまいません。 |
| 3 幼齢の犬猫等の健康及 び安全の保持に配慮した 飼養、保管、繁殖及び展示 方法 | 別紙のとおり | | | | | |

備 考 この書類の大きさは、日本工業規格A4とすること。

| 1 | 幼齢の犬猫 | 等の例 | 建康及び多 | ぞ全を保持する? | ための体 | 制の整備 | | |
|---|--------------|--------------------------------|---|------------------|-------|----------|---------------|--|
| 1 | 事業者に | | 従業員に | こよって、幼齢の | の犬猫の個 | 建康状態につ | いて次の頻度で確認を行う。 | |
| | おける幼 | | ☑ 毎日 | ☑ 毎日 | | | 朝夕 2 回 | |
| | 齢の犬猫 | | □ その |)他(| |) | 初夕 乙 四 | |
| | の管理体 | | | | | | | |
| | 制 | □ 幼齢の犬猫の健康状態を以下の台帳に記録し、従業員間で共有 | | | | | | |
| | | | ■ 動物の数及び状態の点検台帳 | | | | | |
| | | | □ その他() | | | | | |
| | | | その他 | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | その他 | の記載事項 | 質がある場合は- | その他に記入 | |
| | | | | | | | | |
| 2 | 獣医師等 | | カュカュり~ | つけ獣医師(動物 | 物病院)(| は以下のとお | りである。 | |
| | との連携 | | 1 | 動物病院名 | 郡山動物 | 病院 | | |
| | | | 1 | 住所 | 郡山市〇 | ○町○○番地 | 00 | |
| | | | 2 | 動物病院名 | | | | |
| | | | | 住所 | | | | |
| | | | ✓ その他専属の獣医師を雇用(契約)しており、当該獣医師が週回診察・ | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | 大医即を雇用(所を行う。 | 契約)し | ており、当該 | 獣医師が週___回診察・ | |
| | | | (建) (基) (基) | ルを11 ノ。 | | | | |
| 2 | 販売の田に | 出する | | 図難となった犬? | 猫笙の取っ | | | |
| | | | · | | | | | |
| 1 | 譲渡先や | | | | | | | |
| | 飼養施設 等の確保 | | 従業員及びその関係者等の譲渡先を確保している。 | | | | | |
| | 守り惟木 | | | | | | | |
| | | | 店舗に専用の飼養施設を設け、終生飼養する。 | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | ・知人のブリーダー(がくと大舎)に繁殖犬として譲渡する。 | | | | | |
| | | | ・インターネットの飼い主募集サイトに掲載して譲渡先を探す。 | | | | | |
| | | | · SNS | で希望者を募集 | し、無償 | で譲渡する。 | | |
| | | | | | | | | |

| ② 需給調整等 | 系列店舗と犬猫等の頭数を調 繁殖数を抑制する。 仕入れ数を抑制する。 その他 | 整しあう。 |
|------------------------------------|---|--|
| 3 幼齢の犬猫等 |)健康及び安全の保持に配慮した | 飼養、保管、繁殖、展示方法 |
| ① 幼齢の犬 猫等の飼養 で 方法 | を販売に供する。 親兄弟と共に十分な広さのケ 疾病にり患した疑いがある場 受ける。なお、隔離用のケー ケージ等の清掃は1日に1回 ケージ等の消毒は週に1回以 施設基準に合致した運動スペ 生後91日齢を超えた犬につ 狂犬病予防注射を受け、保健 う。 幼齢の犬猫等については、かっ チン接種等、疾病の予防措置 マイクロチップ装着の目的や 購入者に説明する。 | 合には、個体ごとに隔離して獣医師の診断を ジは常備する。 以上行う。 上行う。 一スで、3時間以上自由に運動させる。 いては、30日以内にかかりつけ動物病院で 所等で登録及び注射済票発行の手続きを行 いりつけ獣医師が判断する適切な時期にワク を行う。 所有者情報の登録及び更新の方法について は、他の個体とは別のケージ等において観察 |

| ② 繁殖方法※繁殖を行わない場合は空欄 | □ 大:雌の生涯出産回数は6回まで、交配時の年齢は6歳以下とする(7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする)。 ☑ 猫:雌の生涯出産回数は10回まで、交配時の年齢は6歳以下とする(7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする)。 ☑ 年間複数回繁殖に供する場合には、事前にかかりつけ獣医師の判断を仰ぐ。 ※ 帝王切開を行う場合は獣医師に行わせ、出生証明書及び母体の状態と今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受ける。 ☑ 遺伝性疾患等の問題が生じる可能性が高い組み合わせによる繁殖は行わない。 ☑ 出生後、一定期間経過後に幼齢個体について獣医師の診察を受ける。 □ その他 |
|---|---|
| ③ 幼齢の犬 | ✓ 午後8時から午前8時までは犬猫等の展示を行わない。 |
| 猫等の展 | ☑ 1 時間以上連続した展示は行わない。 |
| 示方法 | ✓ 展示時間中は 1時間 ごとにおおむね 30分間 休憩させる。 |
| | ☑ 毎日、展示前に健康状態を確認し、異常が認められた場合には展示を行わ |
| | ない。 |
| | ■ 顧客に対し、ケージ等を叩かない、大きな声を出さない等の注意喚起を行っ。 |
| | う。 ☑ その他 |
| | ・休憩時間中は、バックヤードの飼養施設で休息させる。 |
| | ・休憩時間は、ケージにロールカーテンをおろし、触れないよう張り紙 |
| | で注意喚起する。 |
| | |
| | |